

非常変災時の措置について

1. 生徒の登校以前に警報が発令された場合

- ①午前7時の時点で、「豊中市もしくは豊中市を含む地域」に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「洪水警報」のいずれかが発令中の場合には、自宅待機となります。
- ②午前10時までに警報が解除された場合は、解除され次第直ちに登校となります。
- ③午前10時の時点で、「豊中市もしくは豊中市を含む地域」に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「洪水警報」のいずれかが発令中の場合には、臨時休業となります。

2. 生徒の登校後に警報が発令された場合

- ①天候や下校時の通学路の状況等について安全面を考慮したうえで、一斉下校の措置をとります。
- ②天候や下校時の通学路の状況等によっては、学校待機の措置をとる場合もあります。

3. 豊中市の警報・注意報等の発令状況を知る方法

- ①豊中市ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/> による確認
トップページ → 豊中市の警報・注意報・雨量情報 → 豊中市警報・注意報 豊中市の発令状況が表示されます。
- ②豊中市からの配信メールによる確認
おおさか防災ネットメール配信サービス → 利用者（登録者）携帯電話で
touroku@osaka-bousai.net に空メールを送信すると登録作業ができます。

※豊中市に警報が発令された場合は、コドモンによりお知らせします。コドモンへの登録をお願いします。

地震発生の際の対応について

- ①生徒の登校以前に豊中市に震度5以上の地震が発生した場合は、臨時休業となります。
- ②その際、震度5未満であっても被害が発生したような場合は、保護者の判断により自宅待機とすることができます。
- ③生徒の登校後に地震が発生した場合は、生徒の安全を確保したうえで、学校内外の被害状況や通学路の状況等についても考慮し、一斉下校の措置をとります。
- ④これらの状況等によっては、学校待機の措置をとる場合もあります。